

⑨ 遊休農地再生・利活用促進事業



郡山市農業政策課

事業フロー（予定）



事業内容・補助額（率）

助成対象者

遊休農地の再生作業等の取組などに対する支援
補助率 1/2(上限99.9万円)

農業者又は農業者の組織する団体

要件

提出書類

- ・ 事業費が1地区あたり200万円未満であること
- ・ 助成対象者は、賃借権の設定等により遊休農地を引き受け再生作業を行い、5年間以上耕作又は粗放的利用を継続すること
- ・ 過去に遊休農地の解消を目的とした国、県の補助事業の対象となっていない農地であること

など

- ・ 令和9年度補助事業等 要望申請書（農業政策課分）
- ・ 対象農地の農地基本台帳
- ・ 現況の農地写真
- ・ 必要経費の見積書

事業詳細は福島県ウェブサイト(上記QRコード又は以下URL)をご覧ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36045b/saiseisien.html>